

## 平成30年 決算審査特別委員会の記録

### 決算審査特別委員会 出先機関審査第2班（中通り方部）



- ・知事提出継続審査議案第39号：認定  
「決算の認定について」
- ・知事提出継続審査議案第40号：認定  
「平成29年度福島県工業用水道事業会計  
決算の認定について」
- ・知事提出継続審査議案第41号：可決  
「平成29年度福島県工業用水道事業会計  
利益の処分について」
- ・知事提出継続審査議案第42号：認定  
「平成29年度福島県地域開発事業会計  
決算の認定について」
- ・知事提出継続審査議案第43号：認定  
「平成29年度福島県立病院事業会計  
決算の認定について」

委員長名	満山 喜一
委員会開催日	平成30年10月31日（水）～ 11月 2日（金）
所属委員	[副委員長] 円谷健市 [理事] 鈴木智 [委員] 青木稔 宮下雅志 水野さちこ 吉田英策 佐藤義憲

### （10月31日（水） 県北地方振興局）

水野さちこ委員

NPOほうらいの件だが、このサポート事業は受ける側にとっては大変使いやすいものである。しかしこういったものが出てしまうといろいろ問題があり、これからどうなっていくのか不安もある。内容にもよると思うが、この事業は相手方に補助金が交付されてから、抜き打ちではなくとも現場を見ているのか。

企画商工部長

その事案が発生して以降、採択後に現場の事務所やイベント会場に訪問するなどして確認している。

水野さちこ委員

この事業は使い勝手がよく皆が利用している。ここに限らず他の事業でも全く事業を行っていないところが見えることもあるので、なかなか大変だと思うが、現地に赴いて見ることはこれから大事だと思うので留意願う。

佐藤義憲委員

水野委員の関連だが、調査資料20ページにそれぞれの事業の確認方法について記載されている。現地確認を行っているものと実績報告書のみのものであるが、この取り扱いの違いは何か。

企画商工部長

イベントの開催があるものについては現地を確認している。領収書等を確認するに当たっては現物を確認している。

佐藤義憲委員

報告書に基づくものと、現地を確認をするものについての取り扱いには基準がないのか。

企画商工部長

基本的には全ての事業について現地調査を行うが、そこまで至らなかったものもある。

局長

基本的に全ての事業について進捗を確認している。今回、このサポート事業の中で市町村が事業主体になっているものがある。市町村についてはさすがにきちんと事業を行っていると考え領収書等で確認した。基本的には現場に赴いて進行管理をしている。

宮下雅志委員

NPOほうらいの事案については、たまたま領収書を確認していたところ、期間外の領収書が混ざっておりおかしいと全部を見たら発覚したといったことであった。そういったことを厳正に行うとのことでありそう願うが、恐らく改めて現地に行く、領収書をきちんと見るとすると確認作業に膨大な手間がかかる。超過勤務に結びつく事態もあったと思うが、平成29年度にはこういったことに対して、人員配置も含めどのような形で対応したのか。

企画商工部長

超過勤務については局全体として平均9時間程度であった。係員だけではなく、係長や主幹など部全体で対応してきた。

宮下雅志委員

あってはならないことがあったとのことで対応をしっかりしているようである。一方で水野委員からあったようにこれは非常に使い勝手がよく、政策目的達成のために民間活力等も含めて活性化していく非常によい制度だと思っている。それがこういった事案によって、対応が厳しくなっていくことは当然ではあるとしても、角を矯めて牛を殺すではないが、柔軟で非常によい制度の趣旨の後退にもなりかねない。たった1件の事案のためにそういったダイナミズムが失われていくことが非常に心配だと感じていた。政策目的をしっかりと達成させるためにある程度柔軟な対応も必要だし、3年間と期間が決まっている中でもう一息あれば、自律した動きになってくるのではないかとといったことも含めて、どのように運用しているのか。

企画商工部長

県内は全て同じだと思うが、当地方振興局管内では人口減少や風評払拭といった課題があり、2020年オリンピック・パラリンピックに向けた動きがある。地域の動きとして少しでも民間が自律的に動くことを支援していきたい。柔軟な対応については考え方をしっかり拾った上で支援していきたい。

宮下雅志委員

平成29年度の地域おこし協力隊について、前年度5名だったものがゼロになっている。この経緯を聞く。

企画商工部長

現在管内において14名が活動しており、13名を募集中である。5名がゼロになっているとのことだが、これは県と市町村で共同で運営していた分であり、市町村の部分となったため県としてはゼロとなった。

青木稔委員

NPOほうらいの件で504万円をサポート事業として支出し、返還を命じた金額が460万円ほどであれば、差額については事業を行ったのか。そして385万円返済があったとのことだが、ここでも差額がある。これらの差はどういったことか。

企画商工部長

支出した504万円と返還を命じた460万円の差は不正の認定についての差額である。そのうち385万円の返還があったがその差額については返還を求めている。

局長

最初に交付したのが504万円而我々が返済を求めたのは460万円である。サポート事業の趣旨に沿って使われていた部分

もあったので、そこについては返還を求めている。

今回NPOの理事から個人的に申しわけないとのことで弁償があった。我々としてはNPOほうらいに対して返還を求めたが、その理事が自分に責任があると思って弁償があったのが385万円である。

その差額はまだ残っているが、全体についてもあくまで我々は法人としての弁償を求めているので、引き続き弁償を求めていく。

青木稔委員

税金について約10億円の収入未済がある。これは平成29年度末の数字であり、ここから随時徴収はしているのだろうが、30年度はどうなっているか。

県税部長

未収額に対する収入済額は9月末現在で1億4,613万8,000円となっており、徴収率は14.65%である。徴収に鋭意努力していく。

吉田英策委員

引き続き徴収に励んでもらいたい。

調査資料43ページで高額滞納者検討委員会とあるが、未納額の10億円の内訳はどうなっているか。また、高額滞納者はどういった方なのか。高額といった以上こういった方は十分に納める能力があると思うが、ここに対しての対策はどうしているのか。

県税部長

委員指摘のとおり10億円は大きい額である。その中の高額案件であるが、7月に検討会を開催して33件の案件について検討した。特色として大きいのは除染関係であり、増加している。そういった除染関係の業者に国税調査が入り、法人税や所得税に関して過年度分の所得に対して課税した案件が大きい。この案件については収入は過年度分なので滞納が発生した現在では何もなくなっており、徴収が困難な案件となっている状態で苦慮している。

吉田英策委員

除染事業者が滞納しているとのことであり、なかなか徴収が困難とのことだった。青木委員からの質問で1億円は回収したとのことだが、残りの9億円は回収困難なのか。

県税部長

我々は徹底して財産調査をして、差し押さえもした上で繰り越しをする。滞納を繰り越した分については、換価できる財産が非常に少なくなっているため徴収困難案件が多い。

我々は高額滞納者検討会で方針を決めているが、財産があれば徴収を続行し、なければ徴収を停止する方針で検討している。

鈴木智委員

PCBについて聞く。対応が本格化したのは平成29年度と思っているが、この管内は事業所が多いと思う。先ほど講習会の話もあったが29年度はどう取り組んだのか。

県民環境部長

当局に届け出があったPCB廃棄物はトランス、コンデンサー、安定器など平成30年3月末において管内で約1,800台である。しかし、未届けや使用中のものも多数あると思われることから、掘り起こし調査をするとともにPCB廃棄物を保管している事業所に対して、法に定める期限までに適正に処理するよう指導を行っていく。

## (10月31日(水)) 県北家畜保健衛生所)

吉田英策委員

平成29年度の飼養戸数について乳用牛で前年比93%、肉用牛では前年比84%と減ってきている。なぜ畜産農家が減っているのか。全体として減少傾向なのか、29年度が特別なのか。

所長

委員指摘のとおり年々飼養農家戸数は減少傾向にある。中山間地域で乳用牛を飼育している方は高齢者が多いので、継続が困難になってやめる方が多くなっている。

しかし、地域としては頭数を維持する目的で、やめた方の分もほかの担い手が増頭する傾向があり、頭数は前年度比95%である。戸数の減少に比べて頭数は減少していない。

吉田英策委員

農業に限らず商工業でも後継者対策は大変である。特に県北の畜産はこれからも大事な産業と考えている。後継者の育成はどう進めていくのか。

所長

当所の業務として疾病対策があるが、後継者のいる農家には病気が出ないように指導をして飼養頭数をふやしてもらったり、やる気のある農家には積極的にかわり、指導等をしていく。

佐藤義憲委員

証紙収入状況調の備考欄にある減免理由はどういったことか。

所長

県立高校等、自治体の機関が飼育している家畜を検査するときには、手数料は減免となる。

佐藤義憲委員

所長説明では鶏がほぼ横ばいとのことだが、証紙収入状況調の家畜検査手数料では前年度の件数が6,300件となっているのに比べて、平成29年度は994件と大幅に減っている。その理由を聞く。

所長

今までは飼養羽数の10%の検査を行うことになっていたが、平成29年度から農場、鶏舎ごとに59羽の検査を行うことになったので大幅に減少した。

鈴木智委員

家畜防疫の検査であるが、ここで検査しているのではなく業者に発注しているのか。

所長

検査は全て、この事務所の1階にある検査室で実施している。

宮下雅志委員

防疫検査や立入検査など多岐にわたる業務を行っていると思うが、人員の配置を見ると専門技術職、医師数が非常に少ない印象がある。定員は充足しているのか。

所長

定員は充足している。9名のうち、私を初めとして8名が獣医職である。通常、立入検査等は課員で実施しているが、緊急時には次長や私を含めた獣医師全員で対応していきたい。

宮下雅志委員

忙しいときには皆で総力を挙げて対応するとのことである。伝染病発生時に対応できるよう訓練を実施しているとのことだが、恐らく当所だけの体制では対応が難しいと思う。

中央家畜保健衛生所が新たにできたが、全県的な連携体制はどのように構築しているのか。

所長

ことし2月に中央家畜保健衛生所に危機管理課が開設された。他の4つの家畜保健衛生所の管内で万が一そういった事態が発生したときには、そこを中心とし本庁の畜産課と連携して防疫対応を行う。

宮下雅志委員

環境と共生する農業推進費の部分で畜産に関係する苦情が平成29年度は25件あるが、内容を聞く。

所長

例として、田んぼの用水路に堆肥が流れ込んでいるといった苦情や、通学路の途中で牛糞が山積み状態になっているので何とかならないかといった近隣住民の苦情があり、畜産農家に対応を依頼している。

宮下雅志委員

この25件は、ある程度対応すれば解決する中身なのか。し尿の処理等で環境を汚染している場合やにおいや騒音で苦情がある場合に、設備の改善等が必要であればすぐには対応できないと思うが、当所については解決しやすい事案だったのか。

所長

対応しやすい案件もあったが、委員指摘のとおり設備投資をしないと解決できない問題もある。その場合には経営者と相談しながら進めているが、なかなか難しい案件もある。

## (10月31日(水) 美術館)

佐藤義憲委員

美術館使用料の具体的な事例について聞く。

また、歳出として図書館費で需用費とあるが、これは建物を共有している関係でこのような計上になっているのか。

美術品の貸し借りの際に保険料が発生すると思うが、それはどの事項に入ってくるか。

副館長

美術館使用料とは観覧料である。常設展、企画展、年間観覧券の売り上げの収入が含まれている。

また、図書館費の需用費であるが、資料4ページをごらん願う。事業実績調の4段目の740万円の事業実績として加圧給水ポンプ修繕と外灯修繕がある。共有部分は基本的に美術館で執行しているが、そのときの予算等の状況で図書館費を使う場合もあり、柔軟に対応している。

保険料について、資料3ページの歳出決算額調の美術館費の12役務費の支出済額は894万8,648円であり、保険料としては約107万円となっている。なお、貸し借りをを行う場合は借りる側で保険料をかける。

吉田英策委員

展示品を見たが、美術品を見るとすがすがしい思いになる。

年間の観覧者数について、常設展では約1万9,000人、企画展では約2万6,000人、移動展では346人とのことである。採算面でも多くの人に見てもらわなければいけないと思うが、そのための工夫、努力、考えがあれば聞く。

移動展について富岡町で行ったとのことであり、あまねく移動して子供たちや県民への展示を行ったほうがよいと思うが、どうか。

副館長

やはり多くの県民に見に来てもらってこそその県立美術館であるため、企画内容が一番大きいと思う。その上でのPR等であり、県民がより足を運びたいと思う内容の企画展の開催が我々の使命の一つである。先ほど見てもらったが、本県の偉大な美術家を紹介していくことも我々の使命であると思う。その辺のバランスをとりながらうまく進めるよう工夫している。

例えば、直近はことしの4～6月にポーラ美術館のコレクション展を行い、モネやルノアール、ピカソなどの有名な美術品を展示することができた。その際は大金がかかるためマスコミと実行委員会を立ち上げて開催したが、そういった工夫も重要である。

移動展については随分前から行っており、震災後は浜通りを中心に、去年は富岡町で、その前は新地町やいわき市、南相馬市で開催した。基本的に当館のコレクションを持っていくため、それらが保管できるかを市町村の担当者と調整し、委員指摘のとおり県内広く調整しながら可能なところで開催している。

佐藤義憲委員

歳入の部分で、財産収入の物品売払代金とは売店の収入のことか。

副館長

そのとおりである。図録やはがきをつくっており、その売り上げである。

佐藤義憲委員

在庫管理や、売れ残った不良在庫の処分はどのように行っているか。

副館長

年度ごとに管理しているが、やはり全部売れることはなく、例えば図録で余ったものは商品自体の劣化等が出てきて売り物にならなくなってしまうため、3年経過したものを少し割り引いて販売する取り扱いをしており、在庫は減ってきている。

佐藤義憲委員

割り引いた数値についてはどこかに出てくるのか。一般企業ではそういったものも処分の形で金額を出していると思う。

副館長

資料に金額は出ていないが参考までに述べる。一番金額が大きい図録でいうと、ことし3月の時点で全17種類の2,116冊が在庫としてあるが、一つ一つ見ると在庫が一桁のものもある。

佐藤義憲委員

毎年おおよそどのくらいの処分費、割引額が発生するのか。

副館長

そこまでは把握していないが、いずれにしても年数とともに商品価値が下がるため割り引きしている。また、展覧会ごとに図録をつくるため、展覧会の質や需要に応じた数を発注し、在庫が出ないよう心がけている。

宮下雅志委員

保存管理費について聞く。損傷作品の修復数として平成29年度は71点と記載されているが、毎年この程度の数を計画的に修復しているのか。

また、単年度で71点全ての修復を終えるのか、それとも前年度から継続して29年度は71点修復したということか。あわせて、修復の依頼先を聞く。

副館長

予算的な部分もあるため、毎年の予算見込みによってある程度計画しながら同数程度を修復している。また、修復可能な専門業者に依頼している。

宮下雅志委員

県立美術館として、この作家の作品についてはこのような思いで所蔵品をふやしていくという目標を持つことも非常に重要だと思う。

予算の関係でなかなか厳しいとは思いますが、所蔵品の購入状況はどのようになっているか。

副館長

委員指摘のとおり購入には予算が絡むため、現在購入はできていない。

**(10月31日(水) 消防学校)**

鈴木智委員

基本的なシステムを聞くが、県内市町村の常備消防のベテランを指名し、ここで教官として1年間指導してもらうのか。それとも、ある程度のスパンで赴任してもらうため旅費が発生しているのか。

副校長

派遣教官制度については、県内12消防本部からローテーションで派遣してもらっている。学校からは人を指名するのではなく、救急、警防、予防の分野ごとに消防本部に人選を依頼し、ふさわしい者を2年間に限って派遣してもらっている。期間中は、本校を職場として勤務することになる。

吉田英策委員

調査資料6ページの事業計画と事業実績についてであるが、計画に対して実績の人数が少なくなっている。また、消防団員は地域でのなり手の問題もあるため、大きく開きがあると思うが、計画と実績の違いを聞く。

副校長

計画の人数であるが、これは消防学校の寮の定員が120名であり、教育の計画が1つか2つ重なる時期もあるので、キャパシティに合わせて定員を決めている。学校としてはなるべく多くの人に入ってもらうため、マックスの定員を計上しているものが計画の人数になる。

右側の実績については、消防本部や市町村からの入校者の実数となるので、どうしても差が出てくる。

吉田英策委員

5ページの教育訓練事業経費がその差になってくると思うが、予算と実績にこれほど差がないのが一番重要である。今後、定員をどのように確保していくのか。

副校長

なるべく多くの人に入校してもらうように、複数回行う課については、別な期に入校、異動してもらい調整をして、なるべく多くの人に受講してもらえよう、入校者をふやす努力をしている。

## (10月31日(水) 農業総合センター)

吉田英策委員

さまざまな研究をしており大変な部署と思う。農業を取り巻く環境は非常に厳しいので、引き続き頑張ってもらいたい。

資料2ページの職員に関する調において、臨時職員が多いと感じた。研究部署の職員が多くを占めると思うが、研究職員の中に臨時職員はいるか。ここで記載されている臨時職員とはどのような職種か。

事務部長

臨時職員の内訳について、一般的な経理等の総務業務を担当する臨時事務補助員と、研究業務の補助としてデータの打ち込み等を担当する2種類の職員がいる。そのほか、農場管理員が退職したため、その補充として臨時労務員を雇い業務を担当させている。

吉田英策委員

さまざまな研究成果を現場の農業者の経営にどう生かしていくかが大事だと思う。そういった点で農業者への指導において研究の成果を生かす取り組みについて聞く。

企画経営部長

年度末の3月に関係機関、生産者、JA等を集めて各地区で成果発表会を開催している。そのほか、ホームページでの公表や現地での技術移転セミナー等を開催して生産者にいろいろな新しい技術を普及している。

吉田英策委員

農業の技術も日々進歩しており、現地での指導、支援がとても大事になってくると思うが、そういった予算は毎年ふえ

ているのか。

副所長（業務担当）

研究に係る予算については、シーリングがかかっており毎年厳しいが、国や独立行政法人の外部資金を獲得しながら研究を進めている。

企画経営部長

技術移転に関する県単の予算があり、国においても社会実装の取り組みで技術展開を行っている。

佐藤義憲委員

職員に関する調の中で、病気休暇取得者や退職者が各部署におり、復興・創生期間で業務量が多くなっていることはわかるが、職員の健康管理についてどのような形で行っているのか聞く。

事務部長

基本的なものとして健康診断や人間ドックの受診について指導し、そのほか、管理職が折に触れて職員と面談して職員の健康状況を探り、健康状態がすぐれない者については業務を減らすなど、なるべく精神的な病にかからないよう取り組んでいる。

佐藤義憲委員

出先の中でさまざまな事案、課題等がある中で、その辺を重々配慮願う。

宮下雅志委員

議会で震災以降、本県の農業を再生、振興していくに当たって試験研究機関の重要性について議員間でも相当議論がなされ、また、それらを充実させていくとの当局の答弁などもあった。今回の決算で、平成29年度にはどのような形で試験研究機関の充実、強化を図っているかを確認することが我々の役目と考えている。

副所長の話にもあったが、シーリングがかかり非常に厳しい予算で取り組んでいるとのことであった。人員の配置についても、主任研究員が減って研究員に変わる現象が29年度に起きている。人員配置も含めた試験研究の執行体制について、29年度はどのような推移だったのか聞く。

所長

まず研究課題についてであるが、平成23年に大震災が起こり、センターの業務も非常に大きく変わった。現在進めている課題は約480あり、29年度では小さい課題も含めて約500ある。3割程度が放射性物質の軽減の技術開発である。23年度以降はそれまで行っていた業務を一部少なくして、放射性物質対策を取り入れた。課題数としては高どまりではあるがほぼ安定している。

人員の配置であるが、23年度以降、モニタリング検査を実施する分析課を創設し、そこに既存の研究をしていた職員11名を充てた。もう一つ大きいものは、冒頭の概況説明でも述べたように、浜地域農業再生研究センターをつくり、ここに職員を割り当てたことである。震災以降は、均衡をとることが非常に大変だった時期があり、今も業務量が相当多いことは間違いないが、ある程度均衡が保たれている。

宮下雅志委員

吉田委員からも質問があったが、試験研究費の確保が重要だと感じている。

畜産研究所では膨大な量の研究を行っているが、試験研究費が80数万円とある。果樹研究所や当センターについても、必ずしも十分な研究費とは言えないと見ている。

先ほど副所長がさまざまな国の制度等に取り組んでいると述べたが、少ない予算で十分な成果が上がっていると認識した。我々の役割でもあると思うが、試験研究の充実によって本県の農業を振興していくとの位置づけを本庁も含めて明確にし、予算づけをきちんと行う必要がある。

他県の話を見ると、うらやましくなるくらい育種に関する費用をどんどんつけて新しい品種を開発している。本県もそういう方向にかじを切っていく必要があると思うが、現場を預かる皆としてはどのような思いを持っているか。

副所長（業務担当）

やはり一般財源、いわゆる県費の部分が毎年シーリングがかかり非常に苦しい。足りない部分は外部資金に手を挙げて予算を得ながら進めているが、外部資金の場合は国や他県との共同研究であり、どちらかというところといった目的のための事業となってしまう。県オリジナル品種の育成については外部資金が使えないとの前提があり、県単独で取り組まなければならない。そういった状況を踏まえて繰り返し予算を要求しているがなかなか厳しいため、県重点事業に手を挙げて振興施策と合わせた研究費を獲得しながら進めている。

吉田英策委員

資料58ページの会津地域研究所の主要農作物種子対策事業について、どのような成果を上げたのか。また、種子法については廃止となり、県でも要綱を定めて引き続き取り組んでいくことで予算確保が重要な課題になると思うが、研究にどのような影響があるのか。

副所長（業務担当）

主要農作物の種子の確保については、これまで主要農作物種子法に基づいて生産してきた。県としては、本部、会津及び浜通りで生産を行っている。

会津地域研究所ではコンヒカリ、ひとめぼれ及び天のつぶを生産している。ことし4月に法律が廃止されたが、県では要綱、要領に基づいて生産を続けており、今年度については予算も確保されているため、これまでと変わらない手続で生産している。今後も県民の理解を得ながら積極的に進めていきたい。

## （11月 1日（木） 県中地方振興局）

局長

当振興局が10月17日に実施した軽油の路上抜き取り調査において、燃料タンクではなく、隣接する排気ガスを浄化するために設置されている尿素水タンクから尿素水を採取し、同タンクに軽油を補填する事案が発生したことに対しておわびする。

水野さちこ委員

調査資料53ページの県税部における収入未済額について、新たに始めた取り組みがあれば聞く。

また、未収額に対して職員数は足りているか。

調査資料20ページにある移住コーディネーターとはどのような人物か。

次長

県税の収入未済額の65%が個人県民税である。それについては市町村で徴収することとなっているため、市町村職員のスキルを上げることが一義的にある。年3回の税務研修を行い、参加人数は延べ90名程度であった。市町村との連携を深めていきたい。

企画商工部長

移住コーディネーターについては、昨年から1名配置している。小野町の商工会や民間企業経験者で、もともと小野町ふるさと暮らし支援センターにおいて長年移住者の相談、受け入れに携わっていた方であり、昨年度から移住コーディネーターとして当振興局に配置され、管内市町村への小まめな訪問、東京都などでの相談会を通じて、移住希望者との面談に熱心に取り組んでいる。

水野さちこ委員

移住コーディネーターの配置による成果を聞く。

企画商工部長

移住コーディネーターの相談業務や管内市町村連携などを通して、定住、移住につながった者は昨年度は2名で、現在

10月末までの段階でさらに3名が移住し、1年半でトータル5名が移住につながっている。

吉田英策委員

資料32ページの空き店舗対策事業は、今、どこの商店街も空き店舗が目立つ状況であり、何とかしなければならないが、事業の具体的な取り組みと、管内の空き店舗の状況についてどのように把握しているか。

企画商工部長

商店街で空き店舗がふえているため、そこに入りたいという新規創業者や、商店街からこの業種に入ってもらいたい要望のあった業種の出店希望者に対して家賃補助の形で市町村を通じて事業者への補助を行っている。

昨年度は郡山市、三春町及び須賀川市において、空き店舗を活用して出店したいという意欲ある創業者を支援している。商店街の事業者の話では、後継者不足や大型店の関係でなかなか商売の継続が厳しいとの声を聞くが、こうした対策事業やサポート事業でのにぎわい創出など、さまざまな事業を使ってバックアップしていきたい。

吉田英策委員

20件の補助を行い、家賃補助や後継者対策などさまざまな支援をしているとのことだが、支援を行った事業者のその後の支援はどのように行っているか。

企画商工部長

空き店舗対策事業については、最長で3年間の支援をしている。その後追跡調査を行い、約7割超の事業者がその店舗等で営業していると聞いている。

佐藤義憲委員

資料11ページの選挙費関係について少額であるが聞く。650円という旅費の予算額が入っているが、21ページの事業実績調の選挙啓発事業は実施したのか。

企画商工部長

選挙啓発については管内のショッピングモールや大学、専門学校等において啓発を行っているが、管内で啓発しているため旅費が発生しなかった。

佐藤義憲委員

これは衆議院議員選挙に関する啓発か。

企画商工部長

そうである。

佐藤義憲委員

旅費の扱いで実施した後に財務システムに入力するのではないのか。オペレーションミスなのか。

企画商工部長

管内市町村との調整のため、650円の予算で旅費が配分されていたが、郡山市内でのショッピングモールなど旅費のからない行程での啓発活動を行ったため、旅費の執行には至らなかった。

鈴木智委員

企業活動に関する情報収集や県の支援制度の周知など立地企業のフォローアップに取り組んだとあり、誘致して終わりではなくその後のフォローについては非常に大事だと考える。

平成29年度の情報収集として立地企業と話をし、どのような課題点が見出され、解決に至ったのか。

企画商工部長

企業訪問活動で、管内企業の県に対する要望や企業が考えるニーズ等いろいろな話を聞いている。県としても補助事業等の情報を提供しているが、課題として3つ挙げられる。

1つ目は、人材不足により求人してもなかなか人が集まらない状況である。

2つ目は、震災後にさまざまな補助事業が創設され、複雑過ぎてわからないとの声があった。そのため、昨年度は商工

労働部において商工労政関係補助金一覧表を作成し、企業訪問時に配布しながらわかりやすい制度説明を行っている。

3つ目として、県中管内では医療機器や航空宇宙産業などの成長産業が非常に期待されており、そういった業種への参加やマッチングを通して交流したいとの意見があった。そのため、商工会議所を通してマッチング交流会などの事業者同士の交流を深める事業で支援している。

鈴木智委員

人材不足の点で、例えばものづくりの現場などさまざまなジャンルがあるが、最も求められているのはどのようなものが多いか。

企画商工部長

ハローワークからの情報によれば医療、介護、警備などの分野でなかなか集まらない状況である。一方で企業サイドの製造業に聞くと、好景気であるため優秀な人材がなかなか集まらないといった悩みもある。

佐藤義憲委員

補助金の関係について聞く。確認方法について実績報告書に基づくとある。他の地方振興局で不正使用の指摘があったが、現地での抜き打ち検査は行うのか。

企画商工部長

補助金の中でサポート事業が多くあるが、去年は県中管内で54件あり、そのうち11件をピックアップして、実際にイベントが行われている状況等について現場に赴いて確認している。それ以外の事業についても電話等での確認を行うが、最初の申請段階から事業計画が適正か事前ヒアリングを行い、最終的に事業後も実際にそのとおりに使われているか、会計帳簿の突き合わせで確認している。

宮下雅志委員

佐藤委員からサポート事業の確認の話があったが、各地方振興局でしっかり確認していると認識している。根本的に、補助事業は民間の力をかりて県の政策目的を達成していくものである。サポート事業は非常に使い勝手のよい補助金で評判がよいが、地域づくりに一つの目的があり、補助事業は単発で補助金を出して終わりではなく、それが起爆剤となって新たな地域づくりのシステムが動き出すきっかけをつくるのが重要である。補助金を3年間支出した後も、その事業がしっかりと地域づくりのために動いていくことが非常に重要なポイントだと思っている。

平成29年度に実施したサポート事業について、地方振興局としての支援スタンスや、どのような施策目的の実現のために採択していくのかなど、採択要件のおおよその意識を聞く。

企画商工部長

サポート事業の採択について、年度ごとに優先的に採択していくテーマを設けており、例えば昨年では交流人口の拡大や定住・二地域居住の推進、昨年からは健康枠もあり、そういったものを重点的に採択している。

いかに3年間で結果を出して自立していくかであるが、3年間の補助が終わった後でも随時相談に乗り、地域づくり交流会を開催してサポート事業実施団体やOBに来てもらい、優良事例の紹介やワークショップのような形で広報や課題解決の方法についてのフォローアップにも努めている。追跡調査を行ったところ、77%の事業者が自立して事業を行っている。

宮下雅志委員

県の思いを事業を通して実現しているかの検証がとても大切だと思う。その辺の検証は引き続きしっかりと行ってもらいたい。

生活環境の整備の中で不法投棄の防止についてであるが、産業廃棄物適正処理監視指導員が1人で1カ月に16日、産業廃棄物不法投棄監視員が18人で1年に720回、民間警備会社が1年に119回もの監視パトロールを実施している。

民間企業の監視受託者と話したが、不法投棄する者は反社会的勢力者の場合もあり、現場を押さえても危ないためその場で捕まえず、車のナンバーを控えるなどして対応しているようである。監視者は使命感に燃えているが、実際の現場で

はそういった対応をすると聞いている。

実際にパトロールを実施して、不法投棄は減っているのか。

県民環境部長

結果としては減少傾向にあるが、県では警察官OBに産業廃棄物適正処理監視指導員として常駐で見回りをしてもらい、各市町村単位で一般の方に委嘱して地元で日常的に監視をしている。結果を毎月報告してもらい、その中で不法投棄が疑われる事案があった場合は、委員指摘のとおりまずは通報してもらい、警察官OBと職員で現場を押さえ、不法投棄行為者を追跡している。

必要に応じて廃棄物処理法に基づいて撤去指導するが、その中で悪質性が疑われる場合には警察と連携しながら告発まで見据えて対応している。ただ、そこまでいくことは本当にまれで、行為者を特定し粘り強く指導して、時間はかかったが撤去に至ったものもある。

昨年だと12件の不法投棄が発見され、そのうち5件は撤去に至り、残り7件は現在も指導中である。地元の一般の方に応援してもらっており、あくまでも自分の身の安全を守りながら対応してもらっている。

宮下雅志委員

行為者が特定できれば費用についても行為者の負担で撤去してもらうことができる。

いつまでもその場に廃棄物が投棄されている場合に、また別の者がそこに捨ててよいと思ってしまうため、なるべく速やかな撤去が重要である。本来は捨てた者が撤去費用を負担するべきだが、速やかにきれいにすることも考える必要がある。その点をどう考えるか。

県民環境部長

不法投棄されていけばその後に追加でその場に捨てていく者が出てくるかもしれない。そういったことも想定してできるだけ早く撤去できれば一番よいが、撤去ができない場合は、町村と相談しながら所有者の了解を得て監視カメラを設置するなどして、当初投棄した者とは違う者かもしれないが、追加で投棄した者に自分の投棄した物を撤去してもらう。速やかな撤去が大前提ではあるが、追加で捨てられる場合には、監視カメラを設置していることを見える場所に掲示して、不法投棄がないよう監視していく。

宮下雅志委員

成果につなげるには難しい取り組みだと思うが、そのようなことも含めて進めてもらいたい。

最後に、きょうは平成29年度の決算審査であるが、冒頭に軽油抜き取り検査の事案の説明があったため触れておく。車にふぐあいは出ておらず、交換が必要な部品については交換したとのことだが、今後トラブルが発生するおそれはあるのか。

次長

今回の事案については、抜き取りの際に運転手に確認して行う方法があったと思う。燃料タンクのキャップが荷台に隠れて見えないタイプで、比較的経験の浅い職員であったこともあり、そのようなことも踏まえて再発防止策を職員に伝えていく。

宮下雅志委員

間違えて尿素タンクに軽油を戻したとのことだが、例えば車を使用しないよう要請した場合の当該期間の損害はどのように判断したのか。

次長

タンクの交換時等にレンタカーを借り上げる費用についても当振興局で手当てすることになる。

宮下雅志委員

今後発生するおそれのあるトラブルも含めてしっかり対応してほしい。

## (11月 1日(木) 動物愛護センター)

吉田英策委員

調査資料1ページの職員に関する調で、兼務が非常に多いと感じた。平成29年度に人員要求し、30年度に獣医師が3名増員されたとのことだが、仕事の割合から見て職員数をどのように考えているか。

所長

保健福祉事務所内に支所があることで兼務が多くなっている。会津支所については食肉の検査で獣医師が求められるため職員が足りないこともあり、今年度から保健福祉事務所内の全ての獣医師について兼務をかけ、柔軟な体制をとっている。業務内容を十分に把握し、今後とも進めていきたい。

吉田英策委員

所長の説明で、会津支所及び相双支所においては保健福祉事務所の職員が兼務で業務に当たっているとあったが、これらの者は獣医師の資格を持っているのか。

所長

獣医師が多い。技能員ということもあり、運転手兼技能員もいる。

吉田英策委員

日本の獣医師不足については厳しく指摘されており、我々も補充について議会で進めていきたい。

昨年の指摘の補助金の不正受給事案の発生について、いろいろなチェック体制を各所で進めているようであるが、平成29年度はそういった事例はあったか。

次長

当センターにおいて平成29年度は補助事業は一切なかったが、先ほど所長から説明したように委託事業はあり、一般廃棄物や当センターで使用した器具類等の産業廃棄物、注射器等の収集、また、設置している浄化槽の保守点検について委託業務を実施している。委託業務については必ず契約を取り交わしているため、その契約内容がきちんと履行されているか、支払いについて漏れがないか、間違いなく期限内に納めているかについてチェックリストをつくり、担当者から管理職に上げて契約書と突き合わせて確実に実施されていることを確認している。

佐藤義憲委員

資料5ページの最下段の野犬及び放置犬等の捕獲について、捕獲頭数、返還頭数、処分頭数とそれぞれあるが、平成29～30年度は約130頭をそのままセンターで預かっていたため差が生じているのか。

次長

委員指摘のとおり、次年度に持ち越して収用しているのが約130頭である。

佐藤義憲委員

最終的な殺処分に至るまでの期間を聞く。また、当該期間中の餌代は幾らか。

次長

先ほど所長から収容施設について説明したが、犬については78室、猫については40室のスペースがある。そこで約3カ月間飼い主を探す取り組みを実施している。実は保健所自体は1カ月もたたないうちに収容施設がいっぱいになり、殺処分措置を行っていたが、当センターは大きな収容スペースがあるため、3カ月程度収納できる。

佐藤義憲委員

餌代に関する部分は、需用費に含まれているのか。概算でどのぐらいになるか。

次長

犬の餌代は年間約30万円で、猫と合わせると年間約40万円である。猫より犬のほうが個体が多いため、犬のほうが多くなっている。

鈴木智委員

動物愛護センターでは動物の愛護及び管理に関する法律のもとに事業を行っていると思う。動物愛護の法律において種別の指定があり、そのもとに事務を行っているのか。

最近よく聞く特定外来生物、例えばワニガメ等があたりを歩いている場合に当所へ相談して何か展開はあるのか。

所長

動物の愛護及び管理に関する法律の中で、当センターで取り扱っているものは基本的にペットと呼ばれるものになるが、保護、収容するものは犬及び猫である。例えばインコ等がいなくなった場合に、該当する情報があれば周知も行っている。

カミツキガメ等の外来性の動物については、特定動物であれば当センターで所掌しているため、飼養施設をつくらせ、許可事務を行っている。

水野さちこ委員

資料9ページにおいて、3名の獣医師職員の増員を得て超過勤務が縮減されたとあるが、現在超過勤務は全くないのか。または、少しあるが以前よりは減少しているのか。

所長

昨年度4～6月にかけて超過勤務が多く職員の体調不良も発生し、当時は職員全体で月400時間の超過勤務が発生していた。その状況が続いたためいろいろと模索し、何とか兼務地勤務等の対応をとり、超過勤務を縮減してきた。また、今年度は獣医師職員が3名増員となり、職員全体で毎月140時間程度発生しているが何とかこなしている。

宮下雅志委員

資料6ページで猫の引き取りが2,375匹で譲渡が261匹とあり、相当の数を引き受けていることになる。先ほどの話ではこのほかに129頭の犬が捕獲されセンターに入ってくるとのことである。

当初は1,008頭の犬及び猫を保護しており、現在は犬舎が78室、猫舎が40室あるとのことだが、実際に今はどのぐらいの犬及び猫がセンターにいるのか。また、施設として間に合っているのか。

次長

震災当時、延べ1,008頭の犬及び猫を保護したが、その内訳は犬が463頭、猫が545匹である。当センターは平成23年10月より開設し、27年12月までの約4年間の保護活動において1,008頭を保護した。さきに述べたとおり、部屋の数は犬舎が78室、猫舎が40室であり、その頭数が一度に全て入るということではなく、4年間でそれだけの数の犬及び猫を預かったということである。

当センターの収容状況について、犬は20頭、猫は18匹を収容している。委員指摘のとおり、猫を2,300匹引き取ったうち譲渡したものは1割である。言い方を変えると、引き取った猫のうち9割は殺処分せざるを得ない。

宮下雅志委員

大変重い数字である。

先日、常任委員会で神奈川県動物保護センターを訪問した。そこは保護センターを広くして犬や猫の殺処分ゼロを目指して取り組んでいるが、どうしても猫の引き取り手がなく、殺処分ではなく安楽死で処理せざるを得ないようであり、猫は非常に深刻であると感じている。本県では飼い犬のしつけ方教室や小学校への獣医師派遣事業などの取り組みをしているが、神奈川県では施設で保護している犬のしつけをしっかりと、アニマルセラピー用の動物として貸し出している。また、本県でも動物愛護ボランティア養成講座を5回行っているが、神奈川県ではボランティア組織をつくり、センターで引き受けた動物のうちある程度の頭数を引き受けて飼育するという連携した取り組みをしていた。その点に関して、現状を踏まえて今後どのような対応をしていくのか。

次長

まず、他県の動物愛護行政の視察に対し感謝する。今後、我々行政側としても、啓発、普及を含めた具体的な取り組みをしていきたい。

今行っている取り組み事例を述べると、我々も委員が視察したような活動を行っており、県民やボランティア養成講習会の参加者に対して保護している動物を飼ってもらえないかといった具体的な話をしているが、皆仕事や家庭があり他県ボランティアのように引き取ってもらうところまでいっていない。特に浜通りや双葉郡の住民は事情があるため、保護している動物を引き取ってくれる者がなかなかいないのが実情であるが、さきに述べたしつけ方教室の参加者に1頭でも引き取ってもらうよう話をしたり、SNS等で拡散して輪を広げてもらうなどの情報発信による啓発、普及も取り入れていきたい。

宮下雅志委員

なるべく殺処分につながらないように取り組んでほしい。

犬等評価人が9名いるが、どのような資格や資質を持ち、どのような評価を行うのか。

所長

狂犬病予防法施行令で定められており、捕獲した犬について譲渡等の処分をする前に金額の評価を行う。評価額については国の指針に基づき算出している。処分後に万が一飼い主があらわれた場合は、県でその分の金額を補償する。犬等評価人については獣医師であり、開業獣医師等に委嘱している。

佐藤義憲委員

収入に関して聞く。動物取扱業登録申請手数料として新規で41件とあり、例えば猫カフェやドッグカフェでの取り扱いも含んでいると思うが、県内では増加しているのか。

次長

法律上、取り扱いについては販売、保管、展示及び訓練の大きく4項目があり、猫カフェは展示に該当する。展示については、福島市、郡山市、会津若松市等の大きい市では年に1～2件増加してきている。少しずつふえてきている。

佐藤義憲委員

41件の取り扱い種別ごとの内訳を聞く。

次長

資料6ページの最下段をごらん願う。第一種動物取扱業の新規登録が41件で、第一種とは業として行うものである。このうち本所のある中通り地区では、販売3件、保管6件、貸し出し2件、訓練1件、展示8件となっている。会津支所は販売3件、保管4件、貸し出し1件、訓練1件、展示3件であり、相双地区については、販売5件、保管3件、貸し出しなし、訓練なし、展示1件である。

佐藤義憲委員

保管とはペットホテル等のことか。

次長

そうである。

鈴木智委員

例えば、ペットを販売して、ペットホテルを経営し、そこで猫カフェも営業する場合、それぞれの業種で登録する必要があるのか。

次長

そうである。

## (11月 1日(木) 須賀川警察署)

吉田英策委員

なりすまし詐欺について前年度に比べて被害額が減少したとのことだが、全体的な特徴と取り組みについて聞く。

署長

平成28年度から4,300万円減少しているが、28年度についてはオレオレ詐欺で800万円、架空請求で1,900万円といった大口の被害があったため、金額が大きくなった。

対策については啓発活動として毎月15日の年金支給日に合わせて金融機関と連携しポケットティッシュの配布などを行っており、地元のミニ新聞に啓発の広告等を掲載してもらっている。なお、老人会や交通教室に出席して講習会などを実施している。また、予兆電話と呼んでいる詐欺の電話があった場合については、先ほどの説明のとおり直ちに状況をFAXするようになりすまし詐欺被害防止ネットワークに依頼している。このネットワークにはコンビニ、金融機関、タクシー業者等、管内では166店舗、営業所の方がかかわっている。そして各市町村の防災無線で広報活動をするなどして被害防止に努めている。

鈴木智委員

警察なので、法律に基づいてやらなければいけないことをきちんと行っていると思う。その中でも須賀川警察署としてこの7項目を重点目標としているとのことだが、須賀川警察署独自の取り組みがあれば聞く。

署長

警察署としては犯罪件数の減少を重点に置いている。警察官の制服が見えるといった活動が一番効果的と考え、見える活動として街頭に立つことなどを重点的に実施している。

次に人材育成の関係である。どこの警察署も同じような状態ではあるが、若年層が多くを占めている。当署でも20~30代が6割を占めていて経験も少ないので、ウルトラ実戦塾といった形で、月ごとに各課が毎週木曜日にロールプレイング方式で講習を行っている。

宮下雅志委員

職員に関する調で、平成29年度は前年度より8名減少しているが、事業執行状況を見るとそれぞれ成果を出しており、さまざまな取り組みをしている。8名の減少は現場としては相当きつい状況にあったのではないかと感じるが、減少に至った経緯や理由について聞く。

署長

以前は復興支援係があり、主にそれが廃止されたことによる減である。人員は係長以下7名であり、その他について1名の減少につき計8名の減少となった。その係の業務は他課に吸収されている。

宮下雅志委員

復興支援係とはいえ、その業務ばかりではなく他の部署と連携しながらさまざまな業務をしていたことと思う。

次に、交通事故についてである。発生件数、死者数、負傷者数で前年度より大幅に減少しており、さまざまな取り組みをした効果があらわれているが、その中でも被害者に対する支援を適切に推進したとのことであった。交通事故に限らず被害者の支援は大変重要だと思うが、支援内容を聞く。

署長

平成29年度については交通事故関係として21件の支援を行っている。中身としては死亡事故について遺族への丁寧な説明、それから、ひき逃げ事件について被害者への捜査状況の説明、重傷事故被害者へ捜査方針の説明といったことで、節目節目で説明を行い被害者支援を行っている。

宮下雅志委員

先ほど説明があったが、なりすまし詐欺について件数、金額ともに減少したとのことだった。ただ最近になって県内全域で増加傾向であると認識している。手口が非常に巧妙化しており、新たな手口が出てきていると感じている。

こういったことに対して住民からは、実際その電話が来たりその場になったときに、具体的に自分がどのような対応をしたらよいかを前もって教えてもらえると非常にありがたいといった話をよく聞く。対策についての事前周知、こういった場になったらこうしてほしいといったことを周知する必要があると思う。須賀川警察署においては、なりすまし詐欺の

被害に遭わないための対応の周知について、こういった取り組みをしているのか。

署長

先ほども述べたが、老人クラブ等の会合に警察官が出席して、警察本部で作成しているパンフレットを活用して手口別の対応を教示している。電話については番号が変わったと必ず言うので、もとの電話番号に確認してほしいと強調している。そこで対応がうまくいけばほとんどの場合は防げる。

佐藤義憲委員

説明であった重点項目の4番目、総合的な対策による交通事故の抑止について、高齢者の交通事故防止の話があったが、また最近も高齢運転者の事案が見かけられる。証紙収入状況調での高齢者運転者講習の件数について、前年度と比較すると平成29年度は少なくなっているようだが、減った分は例えば免許の返還率にあらわれているのか。

署長

高齢者の自主返納であるが、平成28年度は全体の返納者は81名で高齢者は78名、29年度は全体の返納者151名で高齢者が138名であった。また、ことし9月末現在の返納者数は全体で135名、高齢者が128名であり非常に多くなっている。

鈴木智委員

この管内の暴力団の情勢はどうなっているか。

署長

暴力団については平成29年度は2団体12名だったが、現在は1団体9名と減少している。繁華街もあるが特段の動きはない。

水野さちこ委員

署長説明の最後で女性職員が活躍できる環境整備、人的基盤強化とあったが、具体的な取り組みを聞く。

署長

育休取得職員が1名いるが、現在7名の人員がいる。女性の職域拡大とのことで、各係に女性を配置している。警務係に1名、生活安全課に1名、地域課に4名、交通課に1名を配置している。

今後も適性を確認しながら、刑事課等への配置を考えている。

## (11月 1日(木) 矢吹病院)

吉田英策委員

思春期外来の充実強化を主な取り組みとして掲げている。説明によると今まで3~5カ月ほどかかっていたものを医師の確保も含め期間を3カ月ほどに短縮したとのことだが、患者や家族にとっては、やはり1日でも早い診療が必要だと思うので3カ月は長いのではないか。医師の確保等の問題もあるが理想としては何カ月ぐらいが妥当なのか。そしてそれに向けて何を充実強化すればよいと考えているか。

院長

委員指摘のとおりであり、3カ月に短縮されたとはいえ1年の4分の1である。1シーズン丸々待たせることになってしまう。長過ぎるのではないかとの指摘であったが、県内で児童思春期外来を開設している機関は幾つかあり、例えば郡山市の療育センターでは6~8カ月である。民間のクリニックで長いところであれば約1年待ちである。病院によっては予約を遮断するところもある。つまりそれほど需要があつて、対応する力が本県にはないということである。親は半年や1年も待たず、早く受診したいと遠く福島市から来ることもある。

そういった状況なので医師や診療日をふやして数をこなしているが、何度も経験しているように一時減っても遠隔地からの診療要請がどんどん入って来て、それで忙殺される。物すごい数の需要があるのでどんなに頑張っても3カ月が限界である。

何が必要かだが、スタッフが不足している。本県全体を考えると非常に少ない。児童思春期を専門に診療できるドクターが少ないこともあるが、それに対応するコメディカルスタッフも足りない。医師だけでは到底どうにもならないのでさまざまな職種が必要となるが、その中でも、臨床心理士と精神保健福祉士の2については医師と同等あるいはそれ以上の需要があり、その絶対数が明らかに足りなさ過ぎる。

民間精神科病院であれば当然、雇用すれば金を払わなければならないが、投資した分は回収しなければならないが、公的病院の使命として取り組んでいる。人員をふやして対応したいがなかなか増員にはならない。県もこれについては考えているので変わっていけばよいが、県全体を見渡すとそういった状況がずっと続いているので、基本的にはまた矢吹病院に流れてくる。

やはり相談があつてから1週間ぐらいの間に診療につなげることが理想だと思っている。実際成人の予約についてはほぼ1週間で全員をこなせるが、児童についてはなかなか出口が見えない。

吉田英策委員

院長からあったことについては議員としても取り組んでいきたい。

訪問支援、アウトリーチについて聞く。院長の説明では診療報酬が入らない独自のもののことだが、訪問診療は大事な医療活動だと思う。地域の保健師や教員との連携が必要と思うが、やればやるほど報酬が入らず、赤字がふえるのでは改善が必要と思う。

保健師や地域との連携の点で、訪問職員の取り組みについて工夫があれば聞く。

院長

大変温かな言葉感謝する。やればやるほど赤字とはまさに委員指摘のとおりである。これも需要が多い。特に最近の超高齢化で単身生活の老人や認知症になりかかった夫婦など地域で問題視されるケースがどんどんふえている。そういったものが直接役場や保健所に相談として舞い込むが、それに対する医学的な判断ができないため、現場の保健師は大変苦労している。非常に少ない人数で対応しており、疲弊し切っている状況を私は何度も保健所で見ており強く感じている。

そういったこともあり、我々の病院で何とか手伝えないか、保健師が1人で抱えて倒れてしまう状況を少しでも助けられないかといったことで始めたが、実際に始めてみるとやはりこちらでも非常にマンパワーを要する。アウトリーチの要請は遠く、いわき市や郡山市周辺からも寄せられる。遠いから行かないわけにもいかないので、なかなか時間的にも人数的にも足りない状況がずっと続いている。もしこれを民間病院で行おうとしたら赤字の筆頭部門になり、恐らく院長判断で直ちに中止させられる。しかし、我々は地域で患者を支えていくことを掲げているので、地域と連携をとって活動していく中で、何か手伝えればと頑張っている。

例えば、矢吹町の住民を対象とする担当課の職員とは年に十何回も顔を合わせる。気軽に電話一本で相談してくれるし、要請があればここで会議を開いて、必要に応じて町職員や保健師と一緒に自宅を訪問し状態を見て、医学的に判断し必要であれば医療保護入院となるが、その部分においても強制はしない。無理やり治療につなげてしまえば、言葉は悪いが患者狩りになってしまう。

本人や家族の意向を尊重しながら、どういった方法が一番よいかを地域の保健師ともまめに会合を持ちながら取り組んでいる。始めたのはよいが、結構きつい状況であり大変である。

佐藤義憲委員

貸借対照表の流動資産の医業外未収金539万円と貸倒引当金について説明願う。

事務長

流動資産の医業外未収金であるが、関連事業の未収金である。内容であるが、一番大きな金額としては、精神科の救急情報センターの受託料である。それは4月に収入となる。企業会計上は未収金の形で出てくるが、繰り越されて未収になっているわけではない。

貸倒引当金であるが、医業未収金の1億3,800万円の中で多くを占めるものは保険収入すなわち社会保険、国民健康保

険からの分と、患者から3月分の入院費等としての分がある。その中で一定割合を未収金として貸倒引当処理をしなくてはならない。一般の企業でも未収金の貸し倒れ引当金があり、それと同じように企業会計で引当金を積んでいる。

宮下雅志委員

私も議員になりたてのころから何度も訪問している。当院は本県の精神科医療を皆の苦勞によってしっかりと支えてもっており、今回こころの医療センターの計画を立てたことは非常に大きな前進と感じている。

院長説明のとおり、従前からであるがスタッフが足りない、スタッフが充実していけばもっと患者に医療が提供できるといったことを見てきた。しかし、将来的には本県の精神医療の中心拠点になってもらい、各地域の拠点としっかり精神科医療の連携の仕組みを構築する時期に来ていると思う。こころの医療センターを県がつくることによって、そういった精神医療のシステムネットワークをしっかりと構築していく必要がある。

精神科の職員はそれぞれ苦勞している。医師やスタッフが不足しているのでぜひ増員を検討すべきと考えている。例えば県立医科大学での精神科医師の養成であったり、臨床心理士、精神保健福祉士の養成が新たに実施されているが、そういったことで十分に充足できる可能性があるのか。

院長

私のレベルでは回答が難しいが、県立医科大学に新しくつくるコメディカル専門の学科もまだスタートしておらず、実際世に出てくるのはできてから4年たってからである。卒業生が即戦力として使えることもある。

また、募集から教育、養成して一貫して育てていく流れが全くない世界である。今は医学部を出た後は全く教室に縛られず自由に行動してしまうので、いつ誰がどこに行くかわからない。これは全国的な傾向であり仕方がないと思うが、本県で学んで本県に定着するシステムを本当に基礎のところから考えて進めていかなければならない。育てたはよいが結婚してやめた、もしくは他県に引っ越してしまったということになる。縛るわけではないがそれを考えた上での定着システムが必要だと思う。今まで心理士やケースワーカーといったコメディカルも本県の学校で育ったというより宮城県や関東の大学を卒業して入ってくる。希望してきてくれないことには何もできない。病院は個々に募集するが、本人はその条件を見て自由に選択する。当院が選ばれる保証は全くない。

県職員となると転勤の問題などがある。例えば看護師がよい例だが、看護師でも精神科で働きたい方が毎年の看護学校の卒業生にも数名おり、当院にも実習に来てくれる。精神科で働くといって県職員の試験を受けて合格しても、本院に配属されるかはついこの間までわからなかった。希望して入ったとしてもその後転勤する可能性がある。精神科を希望して入っても転勤を考えなければならぬといったことが多少は残っている。

そういった非常に難しい問題が山積しているので、これも私の頭ではどうしようもなく県全体で安定したシステムをつくり上げていく必要がある。

本県は大変広い地域に精神科施設が点在している。我々の病院もできる限り民間の壁を越えて協力できるものは協力している。医師は一昔前までは5名しかいなかったが現在は7名いる。大学の精神科教室とも連携しながら今でも民間病院2カ所に週1回診療に行っている。ただこれはあくまで県立医科大学の協力によってであり、自主的に手薄なところを補完するまでは至っていない。これを行うとすればやはり医師が20~30名必要である。人口がどんどん減っていき、医師が東京都に集中する中で、福島県全体を見ていかなければならない。

宮下雅志委員

精神科に対する需要が非常にふえてきているとのことだが、これは全域で必要とされている診療科となっていると思う。この病院だけの問題ではなく本県の精神科医療全体として捉えた取り組みが必要と考えており、その辺について議員も一丸となって取り組んでいきたい。

地域生活支援の強化について、平成29年度に訪問看護室を訪問看護ステーションとして間口を広げたとのことである。国の方針として医療から地域生活へといった形になっており、先ほどアウトリーチについては赤字との話があったが、実際その受け皿となる社会の仕組みがまだ不十分な状態の中で、地域生活移行といって進めると逆にひずみが出てくると感

じている。この病院においてもベッド数を減らされて対応していくとのことだが、このあたりの認識を聞く。

院長

受け皿に関してである。当院で長期入院患者を退院させて地域に戻すことについて、県の施策にのっかって大分前からスタートしているが、現実的には30年も入院している患者はもう行くところがなく老人福祉施設しか受け入れ先がない。そういった方々を退院させているものがかなりの率を占めている。

現実的には受け皿の問題として、一つはそういった施設の不足もあるが、それ以外の比較的若い方々が地域に戻っていきときに安心して暮らせる住居がない。精神障がい者を対象としたグループホームがまだまだ少なく、特に県南管内ではほとんどいっぱいになっている。これについてはほかの地域と連携を深めながら、例えば郡山市やもう少し遠いところに移ってもらうことで、かなり患者と家族に不便をかけることもある。その意味ではかわいそうな状況だと思うので、地域にそういったものがあれば訪問看護を利用しながら暮らすことができ、ほかの病院に入院中の方であっても退院後この地域に住む方であれば、本院のステーションを使って支援を受けることも可能である。いずれにしてもやっと少しずつよくなってきている。本当に10年ぐらい前までは、退院後の行き先がなかった。

一方、患者をどんどん退院させると経営を圧迫する。それに見合った入院がなければ当然収入が減ってくる。どんどん地域に出すのはよいが、都会とは違い新しく入院する患者がいる地域ではない。インがふえずアウトばかりふえているので、経営を圧迫するといった問題もなかなか悩ましい。

## (11月 1日(木) 県南保健福祉事務所)

水野さちこ委員

当事務所では多岐にわたる事業を行っている。職員が4名減となっているが、人員体制は大丈夫なのか。

副所長

職員4名の減少については、動物愛護センター開所に伴う人事異動による減を主な理由としている。内訳として、定数内職員3名の減については、獣医師が2名減で技能労務員が1名減である。定数外職員1名減は、狂犬病予防技術員の2名減と健康増進看護師の1名増である。

動物愛護センターに係る業務の移動によるものであり、実質的に業務内容に対する人員は変わらない。

水野さちこ委員

資料22ページに民生委員報償金の支給とあるが、これはどういったものか。

副所長

県南地域では平成30年4月1日現在で372人の民生委員に委嘱している。委員としては厚生労働大臣から、地区については知事からの委嘱となる。

委員に対しては、民生委員報償費として年間2万9,500円、児童委員を兼務している方に対してはさらに2万9,500円、会長にはさらに1万1,928円を支給している。

このほかに民生委員協議会に対する支給があり、そのトータルの金額が記載の額となる。

鈴木智委員

調査資料38ページの母子父子寡婦福祉資金についてである。平成29年度は1件であるが、近年はこういった状況が続いているのか。また29年度までの状況を聞く。

健康福祉部長

平成29年度はこの1件であり、大学の修学資金を貸し付けている。これは4年分として4回にわたり支払っている。

鈴木智委員

平成29年度についてはわかったが、この管内では29年度までについては、修学資金についての貸し付けが多いとのこと

でよいか。

健康福祉部長

委員指摘のとおり、修学資金の貸与が多い。

吉田英策委員

資料26ページの生活保護費について、平成27～29年度の保護世帯を見るとふえているように思う。社会情勢が主な要因とは思いますが、増加要因についてどう捉えているか。

健康福祉部長

平成22年度は471世帯で29年度は501世帯となっており、年々生活保護世帯はふえている。県南管内では処遇困難なケースが非常に多い。また、関東圏に隣接していることもあり、転入者もふえている。最近では暴力団関係者や受刑者が非常に多い。

吉田英策委員

必要な世帯に行政の手を差し伸べることは当然である。保護は申請に対して十分行き届いているのか。

健康福祉部長

申請があった場合は当事務所のケース検討会議において、収入や銀行口座等について全て調査した上で審査している。

吉田英策委員

必要な世帯に十分行き届くよう願う。

所長説明3ページの地域包括ケアシステムについてである。高齢者にとって本当に大事なシステムと理解している。管内での取り組みについて聞く。

健康福祉部長

地域包括ケアシステムにおいては、国が示しているとおり2025年に向けて各市町村が主体となって取り組んでいる。

当所でも管内の9市町村に対して、3カ月に一度会合を持っている。そこでは各市町村が横並びに議題や問題点を出して互いに切磋琢磨している。

8項目ほど設置要項等があり現在1つだけ設置していないところが3町村あるが、今年度中に設置完了予定であり、経過は良好である。

宮下雅志委員

平成29年度はさまざまな事業を行っているが、医師の確保や医療サービスの提供に当たっては本庁事案で取り組んでいると思う。その最前線に当事務所があり、現地でしっかり取り組んでいると認識している。地域の情報、すなわち県民の医療、介護福祉に対するさまざまな要望等をしっかりと出先機関で受け、その状況をしっかり本庁に上げていく、それによって行き届いた対応、対策を押しなべて全县に波及させていく情報の流れが非常に重要である。県南地域の現場の情報を収集して、市町村や住民の意見を本庁で実現していくことについて、どのような仕組みで行っているか。

副所長

医療人材については国、県全体の課題であり、県南地域独自に対策をとることは難しい部分もある。県南地域としてできることとしては、医大生の地域医療への意識を高める事業として県立医科大学と連携し、地域医療体験研修や、複数回同じ世帯との交流を持つ東白川ふれあい事業で、特に医療人材が不足している東白川郡を中心に県南地域の医療の現状について理解を得ている。また小学生向けの親子学習会などで医療への関心を高める事業を実施している。

また、県立医科大学と連携した事業については、医療人材対策室などにも入ってもらっている。奨学金貸し付けを受けた方が地域に出てくるが、配置について地域の要望を聞く予定と聞いている。

宮下雅志委員

現場でしか得られない情報が出てくると思う。医大生がこの事業に参加して本当にここでしか得られない情報が県南保健福祉事務所に集まる。医療人材対策室も参加しているとのことなので、その辺の貴重な情報を生かしていく取り組みを

願う。それによって他の部局や担当が、非常に重要な情報をもとにした施策の構築に結びつけると思うので、ぜひその点は大事にしてもらいたい。情報の流通についてよろしく願う。

佐藤義憲委員

職員数について説明があったが、調査資料11ページの医薬総務費の賃金において不用残が発生している。臨時職員に関することだと思うが、詳細を聞く。

副所長

これは看護師の途中退職に伴うものと思うが、数字については確認次第資料を提出することでよいか。

円谷健市副委員長

それでよいか。

佐藤義憲委員

よい。

円谷健市副委員長

それでは後日資料を提出願う。

## ( 1 1 月 2 日 ( 金 ) 県南地方振興局)

鈴木智委員

財産収入の財産貸付収入について、土地及び建物のそれぞれの主なものを聞く。

調査資料32ページの狩猟免許について、狩猟免許は2年または3年ごとに更新で、前年等の件数と直接比較しても増減が把握できないということによいか。また、管内の狩猟免許取得状況を聞く。

次長兼企画商工部長

財産収入の主なものについて、土地貸付分は普通財産としての電柱の使用である。建物貸付分は公舎入居料が主なものとなっている。

県民環境部長

狩猟免許の更新は3年に一度となっている。狩猟免許は3種あるが、平成29年度の免許所持者数は合計447件である。

鈴木智委員

447件の平成29年度までの増減を聞く。

県民環境部長

平成26年度は419件、27年度が381件、28年度が392件である。3年に一度は多くなる。

水野さちこ委員

資料18ページに事業実績として移住コーディネーター1名とあるが、どのような人物か。また、その成果を聞く。

次長兼企画商工部長

移住コーディネーターについては当振興局に1名配置しており、もともと棚倉町に地域おこし協力隊として来ていたが、協力隊の期間を経過してもなお地域の魅力発信や地域住民に貢献する仕事をしたいとの思いで応募があり、移住コーディネーターとして委嘱することとなった。主に首都圏からの移住者の窓口となって情報提供を行ったり、白河市にラクラスしらかわという個別の相談窓口を設けて連絡調整しながら、各市町村との情報共有を図って円滑な受け入れに努めている。

移住実績については、ラクラスしらかわでの相談分も含めて217件の相談があった。そのほか、イベント等の出店を11回、移住体験ツアーを2回行った。昨年の管内移住実績は市町村と行ったものを含めて11世帯14名となっている。

吉田英策委員

職員に関する調において、兼務が多いと感じた。職員の健康管理、兼務と健康状態の関係について聞く。

次長兼企画商工部長

業務の関係で兼務をしている者もいるが、日ごろから特に若手職員がストレスを抱えないよう、先輩職員や管理職から声かけ等を行って相談しやすい環境に配慮するとともに、アドバイスや指導を行うことで不安を解消し、風通しのよい職場づくりに努めている。

また、仕事にメリハリをつけて仕事への集中とプライベートの拡充を図るため、ノー残業デーやリフレッシュデーの呼びかけを行い、ワーク・ライフ・バランスの促進を図っている。

吉田英策委員

兼務と健康状態の直接的な関係は余りないとのことであるが、職員不足の視点ではどう考えているか。

次長兼企画商工部長

兼務の主なものとして地域連携室用務がある。地方振興局の性質上、各市町村とのつながりが大きいいため各市町村を訪問したりするが、主に管理職が対応に当たっている。

吉田英策委員

調査資料26ページの証紙収入状況調において減免が19件とあり、東京電力が2件、復興住宅が17件となっているが、中身を聞く。

県税部長

東京電力2件については、補償手続に要するもの、復興住宅17件については、復興公営住宅の入居に係るものである。

吉田英策委員

調査資料35ページの公害対策費の 대기監視費において、特定粉じん排出事業場調査で立入検査を5件行っているが、調査内容、調査対象企業、調査結果を聞く。

県民環境部長

大気汚染防止法に基づく特定粉じん排出等作業、いわゆるアスベストを撤去する場合に届け出が法律で義務づけられている。届け出た事業者に対して、届け出の内容が作業基準を遵守しているかを監視するため立入検査を行う。アスベストの測定も事業者が行い、結果を提出してもらう。平成29年度については作業基準の不適合等の問題はなかった。

吉田英策委員

アスベストは全国的にも問題になっており、訴訟になる場合もある。アスベストから労働者の健康を守ることは大前提になっている。管内では問題が発生した事例は起きていないか。

県民環境部長

現時点でアスベストが基準を超過した等の事例の報告はない。

佐藤義憲委員

調査資料25ページの最下段、一日会の概要を聞く。

局長

白河管内の経済界やさまざまな団体の長が月に一度集まって意見交換を行う交流会を開催しており、当職が参加している。タイトルのおり毎月1日に開催しており、その会費として支出している。

宮下雅志委員

局長説明で平成29年度の県税収入が1.3%、金額にすると約1億6,000万円減少したとあるが、どのような中身か。

県税部長

調定額が前年度を1.5%下回っていることが主な理由である。法人事業税について法人の事業自体は非常に堅調であるが、税制改正の影響により調定額が前年度を下回っている。滞納圧縮については順調に進んでいるが、滞納繰り越しの調定額が減少していることが主な理由である。

宮下雅志委員

おおまかに言うと、個人県民税が減少するという事は所得が下がっている。今回は税制改正の影響であるが、法人事業税が減少するという事は事業者の活動が停滞していて、自動車税が減少することは登録台数が減っているということであり、何らかの縮小があることをあらわしていると思うが、県南地域全体の経済活動が縮小しているのではないとの理解でよいか。

県税部長

個人県民税については雇用環境の回復により前年度を上回っており、自動車税についても前年度を上回っている。景気の緩やかな回復の調子を反映していると考えます。

宮下雅志委員

地方振興局の地域振興を図っていく一義的な役割を平成29年度はおおむね達成していると認識したい。管内の市町村間の地域振興や経済状況の不均衡の認識はあるか。

次長兼企画商工部長

ことしの4～6月に実施した企業訪問調査によると、製造業においては海外需要の増加等により全般的に好調の企業がふえている。一方で食品製造業や製紙業、建設業等の業種によっては、厳しい状況も見られる結果であった。共通する部分としては人手不足が課題と聞いている。

局長

補足する。産業面で見ると県南地区の製造品出荷額は10%台後半である。人口比率からすると約7%のため製造業集積が大きい状況であるが、次長から説明したとおり、業種によってばらつきがある。

管内の人口で見ると、震災前の平成22年は約15万人、現在は約14万人であり、県全体では約8%の減少に対して管内は6%台後半の減少である。西白河郡と東白川郡を比較すると、白河市及び西白河郡では約5%の減少、一方で東白川郡は過疎・中山間地域であるため減少率は10%を超える。人口の状況一つ見ても課題があるため、それらも踏まえて我々はきめ細かい活動をし、市町村とよくコミュニケーションをとりながら進めていきたい。

宮下雅志委員

人口減少を含めた地域振興対策として、各地元の団体等を支援しながら振興を図っていくサポート事業が意義のある補助事業だと思っている。

実際、今年度は継続案件も審議案件もあると思うが、県南地方振興局としてどのような方針でサポート事業の採択を行ったのか。政策目的を実現するために民間の活力をかり意識が重要だと思うが、平成29年度はどのようなテーマでサポート事業の採択を行ったか。

次長兼企画商工部長

サポート事業の採択に当たり、平成29年度はコミュニティの維持や再生、地域や世代等を超えた多様な交流の推進、地域資源を活用した産業振興、地域の文化、スポーツの振興、過疎・中山間地域の振興に資する事業を採択した。

具体的にはさまざまあるが、小峰城等の歴史やゆかりのある観光資源をSNS等で発信する事業や、首都圏在住者を対象に生産者と一緒に田植えや野菜の収穫を体験してもらう事業、ほかにもゴルフによる地域活性化や交流活動等、それぞれの地域課題に応じた取り組みを支援した。

宮下雅志委員

過疎・中山間地域のさまざまな対策を実施して、何とか10%の減少でおさまっているとも解釈できると思う。

成果を上げるためには、次はもう少し違った形で取り組むなど事業後の検証が重要になってくる。3年間サポートした後に実際に成果が上がったかをしっかり検証して、新たな視点を加えて次の過疎・中山間地域の政策につなげていくことが地方振興局にできることだと思う。事業の検証についてはどのように行っているか。

次長兼企画商工部長

事業の成果については、各事業実施団体から報告書を提出してもらい詳細にチェックしている。事業の継続性が非常に

重要であり、事業を実施する中で、あるいは事業の採択に当たってヒアリングを行い、助言している。また、現地に赴いたり事業の途中経過について事業者と打ち合わせをして、必要なアドバイスをしている。

事業が終了した翌年度に、前年度の補助事業の成果発表会を開催している。管内では県南地方元気づくり交流会の名称で実施しており、優良事業の紹介や地域づくり団体の交流など、参考となる情報の共有を図っている。

それぞれの事業については当振興局の中で実施報告書をまとめ、どのような成果があったかを検証して、次に生かせるよう取り組んでいる。

宮下雅志委員

そういった細かな対応を含め成果につなげていくことが重要である。事業ごとの成果を県南地域の振興や活性化のためにどのようにつなげていくかを地方振興局サイドで検証し進めてほしい。

過疎・中山間地域の振興は全国的に苦しいが、いかにそこに住み続けられるかは、所得をどのように確保していくかであると思う。ふるさとに住む者や、その自然環境や生活環境に魅力を感じてほかの地域から来る者が、最低幾らの所得があればそこに住み続けられるか、そのためにはどういった所得の形をつくっていくかを考えることが重要である。それによって農業や林業、建設業といった産業の割合をどのようにその地域につくり上げていくかというシミュレーションも、地域をしっかりとわかっている皆だからこそできると思う。所得の形の提言も頭に入れて取り組んでほしいが、過疎・中山間地域の所得の確保についてどのような認識を持っているか。

局長

大変難しい課題だと思っている。東白川郡はやはり林業地域であるため、農業や林業、地場の観光や商業など、基本的なところで仕事ができることが大事だと思う。

出先機関レベルでは、我々地方振興局や建設事務所、農林事務所等で地域連携室を設置しており、それぞれの職場の管理職を各市町村の担当として2名配置して、毎月意見交換をして課題等を把握しながら、基本的なところで仕事をつくって稼ぐことに取り組んでいる。

さらには人口減少対策としてさまざまなつながりをつくって交流をふやしたり県外から来てもらったり、あるいは地域の交流や団体同士のつながりを意識しながら取り組んでいきたい。

## (11月 2日(金) 県南建設事務所)

水野さちこ委員

資料31ページで業務量に応じた適正な職員配置とあるが、1ページでは職員数が4名の減となっている。この体制で大丈夫なのか。

所長

減員については厳しい状況であるが、業務分担や業務の効率化を図りながら、何とか業務を行っている。

吉田英策委員

資料では職員に病休が目立つが、日常的な職員の健康管理について何か留意していることはあるか。

所長

病気休暇の状況であるが、平成29年度については1カ月以上の病気休暇者が7名、今年度は4名である。これについては日ごろから風通しのよい職場づくりとして、部長以下、職員に声かけをしながら皆の状況をつかむように対応している。

吉田英策委員

現在4名が病気休暇中とのことで、現場ではその分の負担が加重になっていると思う。水野委員の質問にあったように昨年度から4名人員が減る中で個々の業務負担についてどう考えるか。

所長

職員が減れば業務負担が重くなるので、臨時職員を増員したりしてフォローしている。また先ほど述べたとおり、業務の効率化を図りながら皆で対応している。

吉田英策委員

概要説明において、甲子トンネルの路面隆起対策について応急対策工事を実施してきた、また、3年債務の恒久対策工事を実施しているとのことだが、原因や恒久対策の中身について聞く。

所長

原因については技術検討委員会で検討しているが、地下水量が多いので地盤が弱い。トンネルが円形の形状をしているが、地盤が水によって膨れてそこに力が加わって、インバートというコンクリートの部分が壊れて路面が隆起している。それは震災後に現場で確認された。応急対策として、路面が隆起したので舗装を下げの工事をを行いながら、試験的な施行として一部のインバートのコンクリート部分の打ちかえ工事を行った。そういったことも行いながら恒久的な対策はどういった形がよいかを検討委員会で検討してきた。

その結果、最終的にはプレキャスト、工場製作のインバートと言われるものを、現存物を壊して設置することとなり、2月定例会で約70mの延長について約7億円の予算を得て、現在取り組んでいる。

手元に資料はないが、詳しくは事務所のホームページにも事業の進捗状況を記載している。よければ確認願う。

吉田英策委員

トンネルといった特殊な構造物の内部のことなので、事故が起きて大惨事とならないように願う。

鈴木智委員

調査資料4ページの復興公営住宅使用料である。40戸のうち38戸の入居とのことだが、これは予算上40戸分を調定して結果として38戸の入居があったのか。また、あきが2戸はよいほうかもしれないが、これを埋める努力は当事務所の業務か。

所長

当初40戸を計画しており、40戸分を施工した。

入居については本庁でまとめて募集しているが、他の管内より比較的入居率は高い。

宮下雅志委員

繰り越しについてである。鮫川地区の国道289号については先ほど説明があったが、現在はどうなっているか。

所長

繰り越したものについては現場施工は終わり、それ以後の工事を行っている。

宮下雅志委員

収入未済についてである。これは県営住宅の使用料とすることで、過年度分については相当固定化しているように見えるが、これについてはどのぐらいの期間になっているのか。

所長

平成11年度からの滞納がある。

宮下雅志委員

平成11年度では相当前である。残っているということは徴収できる可能性があると思うが、どういった対応をしていくのか。

所長

かなり多くの方がいる。現入居者がいるので、それに対して督促や法的措置としての民事調停、明け渡し請求をしており、少しずつだが減っている。

宮下雅志委員

不納欠損だと終わってしまうので、徴収の方向で対応願う。

道路橋りょう費について、改良工事も含めてさまざまな対策を平成29年度に執行しているが、橋梁の老朽化に伴う改良が県内全体で問題になっている。県南地域における老朽化の状況と改良の進捗を聞く。

所長

詳しい数値については手元にないが、橋梁補修については調査の結果ランクが高いものについては予算を要求して計画的な修繕を実施している。

宮下雅志委員

県南建設事務所は県境を持っており、栃木県や茨城県と道路がつながっている。以前に私はここに来た記憶があるが、その当時維持管理状況として雑草が生えているといったことがあった。これは会津の例であるが、除雪について新潟県はすばらしいが本県に入ると思わしくないといったこともある。県境がある地域については県境の対策も交流人口の拡大等を含めて重要な要素だと思う。それについてはどういった対応をしてきたのか。

所長

大きなネットワークに関しては、本庁が中心となり栃木県や茨城県との検討会や打ち合わせを行っている。管理に関しては隣接管内を訪問し、余り管理に差が出ないように打ち合わせをしている。

佐藤義憲委員

所長説明の2つ目で災害を減じるハードとソフトの整備とあり、平成14年度から調査を行った結果1,040カ所の調査を完了したとのことだが、震災以降地盤が緩んでいたりする箇所があると懸念される。会津地方では喜多方市で今まで指定地域になっていなかったところが崩れた。地域のいろいろな事情があると思うが、県南建設事務所管内の現状を聞く。

所長

まず、この資料についてである。平成14年度から行っているものは土砂災害防止法に基づく基礎調査であり、対象箇所は1,040カ所である。これは29年度までに調査が終わっている。危険箇所を周知する意味では土石流、急傾斜、地すべりの3つの危険箇所が管内にあるかを地域に知らせて、最終的には法の指定により警戒区域や特別警戒区域として規制することによって、住民の避難体制の整備につなげていく。これについてはハード対策も行っているが、それも3割程度しか進まないといったこともある。

ことしも西日本の豪雨があったが、対策をとっても実際に土石流が防げるかといえばそうではない。まずは避難であり、危険箇所の周知によって住民が早く避難する体制をつくるための基礎調査である。大体調査は終わったが、後は法で指定しないと避難体制の整備が進まないのが法の手続を進めている。

佐藤義憲委員

平成14年度から震災までの間に調査を行ったところはあらかじめ危険箇所との認識で調査を行っていると思うが、それ以外のところで危険箇所はふえていないのか。つまり新たに調査する必要がある危険箇所は見つかっていないのか。

所長

1,040カ所の中で、実際に災害があった箇所についてだが、危険箇所の指定には条件がある。例えば崖では30度以上といったものがあるが、実際に30度以上のところしか土砂災害が起きないかといえば、半分程度はそういった危険箇所以外のところで起きている。そういったところについてはなかなか我々としても全ては把握できない。少なくとも一定条件のもとで危険性のある箇所に住んでいる方に通知する目的で調査を行っているが、それ以外のところがどうかと言われればなかなか把握できていないのが実態である。